明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政令〕
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二二五）　二
○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（二二六）　四
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（二二七）　七
○港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二八）　七
○港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二二九）　八
○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三〇）　八
○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害を定める政令（二三一）　八

〔省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**総務**七六）　二六

〔告示〕
○離島振興法の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定及び一部を解除する件（**総務・農林水産・国土交通**五、六）　二六
○国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（**厚生労働**二六四）　二九
○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を定める件（**厚生労働・国土交通**一）　三〇
○船員になろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件（**国土交通**七五二～七五五）　三五
○船員になろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（**同**七五六～七五九）　三七
○高速自動車国道に関する件（**同**七六〇）　三八

〔公告〕
諸事項
**裁判所**
破産、再生関係

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二二五号）〔財務省〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二五年八月一日とすることとした。

**◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二二六号）〔財務省〕

1　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三三年法律第一二九号）の規定により恩給公務員期間等が算入された組合員期間を基礎として額が算定されている退職共済年金等のうち、追加費用対象期間を算定基礎とする部分の減額に係る規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇五号）による改正前の国家公務員共済組合法の規定に基づく退職年金等のうち、追加費用対象期間を算定基礎とする部分の減額に係る規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二五年八月一日から施行することとした。

**◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二二七号）〔総務省〕

1　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三七年法律第一五三号）の規定により年金条例職員期間等が算入された組合員期間を基礎として額が算定されている退職共済年金等のうち、追加費用対象期間を算定基礎とする部分の減額に係る規定の整備を行うこととした。（第一条関係）